

従業員向け福利厚生 / 弁護士相談サービス （「EAPサービス」について）

2023年5月スタート

広島駅前法律事務所

Law office in front of Hiroshima station

広島駅前法律事務所
代表弁護士 下西 祥平

EAPって何？

弁護士によるEAP（Employee Assistance Program：従業員支援プログラム）
は、生産性に関連する職場組織の問題と、仕事上のパフォーマンスに影響
を与えうる従業員の個人的問題を見つけ、解決するものであり、**従業員の**
幸せを実現するとともに、**生産性の向上**と**顧客満足の向上**、また、それ
による**会社の成長**をもたらすものです。また、**ストレスチェック対策**の一つ
にもなります。

弁護士によるEAPとは？

- 企業が従業員に対する福利厚生などとして導入するものであり、従業員等の職場外のプライベートな悩みについて、従業員は**無料で弁護士のアドバイス**を受けられます。
- 「仕事に影響が出た生活上の悩み」を経験しているビジネスパーソンは約8割との統計もある。
- 依頼者様と従業員との間で**利害が対立する相談は対象外**となります。
(例) 労働事件、刑事事件（依頼者又は従業員が被害者、加害者になるもの）等
- **守秘義務**があるので、相談者の同意なく会社に相談があったこと及び内容を報告することはありません。

弁護士による EAPのメリット

【従業員のみなさまのメリット】

- ① **無料**で弁護士による法律相談を受けることができます。
- ② 弁護士を一から探す手間がさけ、**早期に相談**が可能です。
- ③ トラブルを解決できることで、安心して生活・仕事に専念できます。

【企業にとってのメリット】

- ① 従業員が問題を解消でき、職務に専念でき、**生産性が向上**します。
- ② 従業員が抱える問題に企業が巻き込まれることを防止できます。
- ③ 会社の福利厚生サービスの拡充により、**人材の確保と定着**に繋がります。
- ④ コンプライアンス体制を構築することにより、**企業価値を高める**ことができます。

（参考）ライフステージと法律問題の関わり

～いつでも接する・年齢と共に問題が複雑多岐になっていく～

- 
- 未成年 消費者・ネット被害、交通事故、学校事故（トラブル）
 - 20代 交通事故、借金問題、契約トラブル、消費者被害、近隣トラブル
 - 30代 離婚、住宅紛争、近隣トラブル、借金問題、交通事故
 - 40代 不動産トラブル、離婚、遺言・相続、先物取引被害、借金問題
 - 50代 介護（後見）、相続・遺言、離婚、投資トラブル、保険トラブル
 - 60代～ 遺言・相続、介護（後見）、消費者被害、交通事故

料 金 月5500円で法律面での福利厚生を実現しませんか？

顧問先様	無 料（顧問契約に自動附帯しています）	
従業員 1 名あたり	月額 1 1 0 円（税込）※最低料金	月 5 5 0 0 円（税込）

※従業員の方の法律相談料は**無料**です。

※法律相談の方法は、**面談・電話・zoomによるオンライン面談**のいずれの方法でも対応可能です。

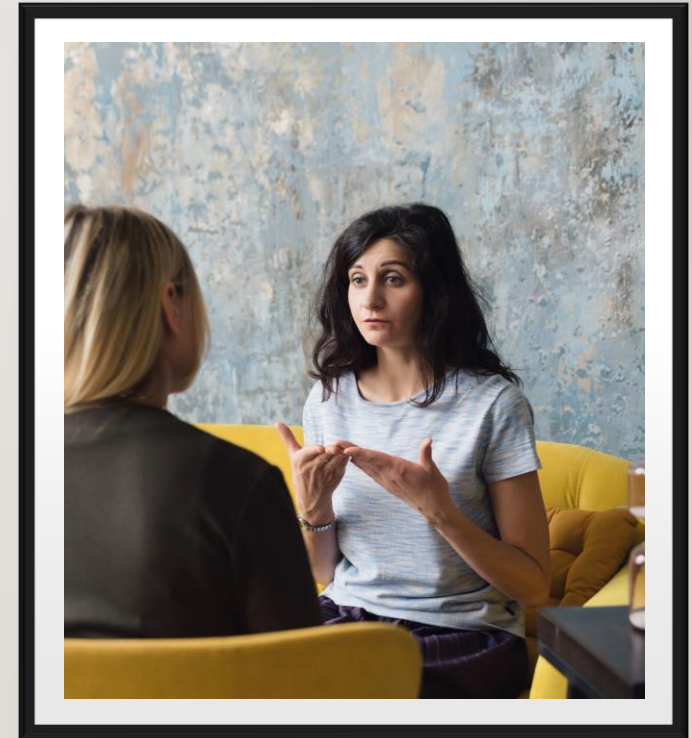
※法律相談後、個別具体的な事件をご依頼の場合には、従業員の方に見積もりを提示し、委任契約を締結します。個別委任については、会社が関与することはありません。

※将来的に個別具体的に依頼を受けた従業員との間でトラブルが発生した場合には、利益相反により、双方の代理人にも就任することはできません。

ご相談の流れ(ご利用方法)

- 1. 弁護士と対象企業の間で、従業員支援プログラム（E A P）契約を締結
- 2. 従業員支援プログラム（E A P）による弁護士による無料法律相談制度を導入したことを社内に周知
- 3. 従業員から直接弊事務所に電話又はメールにて相談予約
- 4. 面談、zoom、電話にて弁護士が直接回答
- 5. 当該月の相談件数をご報告*

* 弁護士には守秘義務があるので、相談があったこと、相談内容を報告することはできません。



ご相談内容(例)

(例えば)

「借金が膨らんできて困っている」

➔ 借金が少ないほど簡単。利息の減免・返済期間の猶予を得て、少額ずつ返済。

「親世代の介護（認知）のことで困っている」

➔ 社会福祉士・社会保険労務士との連携、早期に信託・後見の活用をすべきかどうか、相続で揉めないための財産管理の方法の助言

「離婚を考えているが、すぐに離婚できるのか」

➔ 離婚の要件、離婚に伴い整理しないといけない問題（財産分与）を予め予測

是非お気軽にご相談ください！

【事務所アクセス・連絡先】

- 〒732-0052
- 広島市東区光町1丁目12番16号
広島ビル6階
- TEL 082-258-5101
- FAX 082-258-5102
- 事務所HP：
- <https://hiroshima-ekimae-law.jp/>

